

現在の位置 : [ホーム](#) > [市民生活ガイド](#) > [ごみ・環境](#) > [生活排水処理](#) > 浄化槽の保守点検・清掃

浄化槽の保守点検・清掃

ページID 1002726 更新日 平成29年12月7日

浄化槽の維持管理

法律で、浄化槽を使われるすべての方は、維持管理として、

1. 法定検査（水質検査など）、
2. 保守点検（点検・修理など）、
3. 清掃を行わなければならないこととされております。

1. 法定検査（水質検査など）

毎年1回は、法定検査（水質検査など）を行わなければなりません。法定検査は、愛知県知事が指定した検査機関のみ行うことができます。次の指定検査機関へご依頼ください。

一般社団法人 愛知県浄化槽協会 春日井業務所

〒487-0024 春日井市大留町2丁目2-18

電話番号0568-53-3721

2. 保守点検（点検・修理など）

浄化槽は、法律に定める保守点検の基準に従って、定期的に保守点検を行わなければなりません。浄化槽の種類により、点検回数が異なります。保守点検を委託する場合は、愛知県に登録された事業者へ依頼してください。登録業者は愛知県環境部のホームページで検索できます。

保守点検については、愛知県尾張県民事務所へお問い合わせください。

愛知県尾張県民事務所環境保全課環境保全第二グループ

〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1

電話番号052-961-7211

3. 清掃

浄化槽は、毎年1回以上、法律で定める基準に従って、清掃しなければなりません。清掃は、春日井市長の許可を受けた次の3社のいずれかに依頼してください。

株式会社環境衛生

電話番号0568-32-7575

尾張衛生保繕株式会社

電話番号0568-51-1729

株式会社サン春日井

電話番号0568-83-4757

[愛知県環境部のホームページ（外部リンク）](#) 

このページに関するお問い合わせ

環境部 ごみ減量推進課

電話：0568-85-6222

[環境部 ごみ減量推進課へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

浄化槽及び公共下水道 1月あたり使用料金

(円)

5,000

汚水量1.5 m^3 /年
として調査した参考値

3,948

電気代
1,498

清掃
1,000

保守点検
950

法定点検
500

浄化槽
(事務局調べ)

公共下水道 20 m^3 /月
(使用料案⑤)

3,000

2,000

1,000

0

1,750

2,100

2,300

2,500

2,800

現状

①125円/ m^3

②135円/ m^3

③150円/ m^3

④163円/ m^3